熊本県公報

号外　第４３号
令和４年(2022年)
9月30日(金)
(毎週　火・金発行)

目　次

公　告

○令和３年度（２０２１年度）熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表………（人事課）　1

公　告

熊本県公告第６６１号の２

熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年熊本県条例第１号）第６条の規定により、熊本県職員の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和４年（２０２２年）９月３０日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　職員の任免及び職員数の状況

(1)　職員の採用

令和３年度（２０２１年度）に新たに採用された一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員（フルタイム）を除く。）を除く。）及び再任用された職員の状況は、次のとおりである。

【新規採用】　　（単位：人）

区　分	試験の種類				選　考	任期付	会計年度任用職員（フルタイム）	合　計
	大卒程度	民間経験者	短大卒程度	高卒程度				
一般行政職	131	4	9	41	22	47	3	257
警　察　職	51	0	0	51	3	0	0	105
教　育　職	0	0	0	0	385	0	0	385
企　業　職	1	0	3	0	0	1	0	5
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0
合　　計	183	4	12	92	410	48	3	752

【再任用】　　（単位：人）

区　分	フルタイム	短時間	合　計
一般行政職	124	110	234
警　察　職	28	6	34
教　育　職	374	56	430
企　業　職	2	5	7
技能労務職	18	1	19
合　　計	546	178	724

（注）　一般行政職、警察職、教育職、企業職及び技能労務職の区分は、次のとおりである。

①　一般行政職　②～⑤以外の職員
②　警　察　職　公安職給料表が適用される職員
③　教　育　職　教育職給料表が適用される職員
④　企　業　職　企業職給料表が適用される職員
⑤　技能労務職　技能労務職給料表が適用される職員

(2)　職員の離職

令和３年度（２０２１年度）に離職した一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員（フルタイム）を除く。）を除く。）

の状況は、次のとおりである。

（単位：人）

区分		定年退職	勧奨退職	その他						合計
				分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	普通退職	
一般行政職		119	15	0	1	0	2	82	80	299
	事務職	75	11	0	1	0	2	39	42	170
	技術職	44	4	0	0	0	0	43	38	129
警察職		51	2	0	0	0	0	17	18	88
教育職		346	63	0	0	0	6	0	70	485
企業職		2	0	0	0	0	0	2	4	8
技能労務職		15	5	0	0	0	0	1	4	25
合計		533	85	0	1	0	8	102	176	905

(3)　職員数の状況

①　部門別職員数の状況と主な増減理由（各年度４月１日現在）　（単位：人）

部門＼区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和4年度(2022年度)	令和3年度(2021年度)		
一般行政	議会	30	31	−1	（減）職員配置の見直し
	総務	712	717	−5	（減）職員配置の見直し
	税務	215	221	−6	（減）職員配置の見直し
	労働	70	72	−2	（減）職員配置の見直し
	農林水産	1,246	1,250	−4	（減）業務減
	商工	209	212	−3	（減）業務減
	土木	806	792	14	（増）業務増
	民生	455	450	5	（増）業務増
	衛生	528	533	−5	（減）業務減
	小計	4,271	4,278	−7	
教育		11,988	12,040	−52	（減）教職員定数の減等
警察		3,509	3,498	11	（増）業務増
公営企業等	病院	97	96	1	（増）職員配置の見直し
	下水道	6	6	0	
	その他	78	76	2	（増）職員配置の見直し
	小計	181	178	3	
合計		19,949	19,994	−45	
		[26,870]	[26,870]	[0]	

（注）１　職員数は、一般職に属する職員数である。
２　［　］内は、条例定数の合計である。
３　職員数は、総務省の「地方公共団体定員管理調査」に基づき同省に報告したものである。

②　年齢別職員構成の状況（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

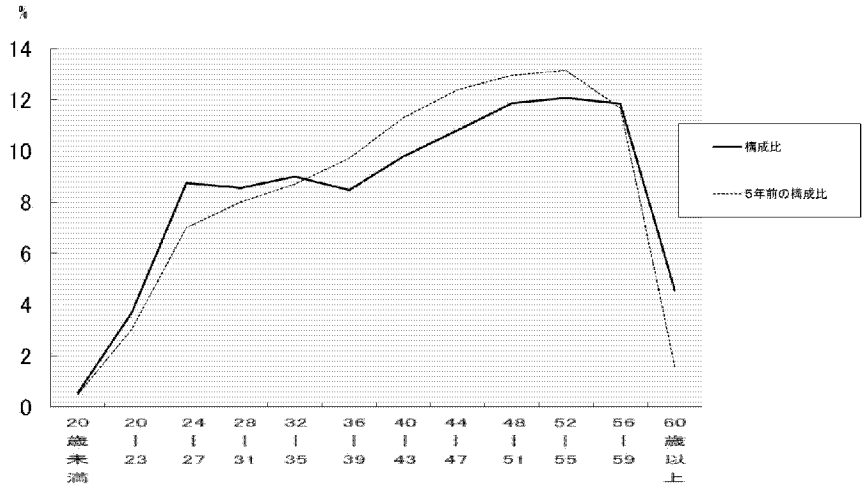

（単位：人）

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	113	739	1,745	1,709	1,794	1,692	1,953	2,158	2,367	2,410	2,362	907	19,949

③　定員管理の数値目標及び達成状況

ア　令和２年（２０２０年）４月１日から令和６年（２０２４年）４月１日までにおける定員管理の数値目標

（単位：人）

R2.4.1 (2020.4.1) 職員数	R6.4.1 (2024.4.1) 職員数	増減数	増減率
4,218	4,218	0	0.0%

（注）　知事部局以外の公営企業、教育委員会、警察本部、各種委員会等の職員についても、知事部局の取組を踏まえた適正な定員管理に努めている。

イ　定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要（各年４月１日現在）

	R2 (2020) 計画始期	R3 (2021) １年目	R4 (2022) ２年目	R5 (2023) ３年目	R6 (2024) ４年目	R2～R6 (2020～2024) 計	（参考） 数値目標
職員数	4,218	4,236	4,226	－	－		4,218
増減		18 (0.4%)	▲ 10 (▲0.2%)	－	－	8 (0.2%)	(%)

（注）１　計画期間は、令和２年（２０２０年）４月１日～令和６年（２０２４年）４月１日の４年間である。
２　（　）内の数値は、増減率を示す。
３　増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画１年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。
４　職員数は、市町村派遣医師を含み、１年以上の臨時職員を除く。

２　職員の人事評価の状況

【知事部局】

概要（令和３年度（２０２１年度））

評価の対象	知事部局の一般職の職員
評価者	一次評価者 二次評価（最終評価）者
評価対象期間	能力評価　令和２年（2020年）１０月１日　～　令和３年（2021年）９月３０日 業績評価　令和３年（2021年）　４月１日　～　令和３年（2021年）９月３０日 令和３年（2021年）１０月１日　～　令和４年（2022年）３月３１日
評価方法	能力評価：評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を５段階で評価 業績評価：職員があらかじめ設定した業務目標の達成度、その他設定目標以外の取組みにより、その業務上の業績を５段階で評価
評価結果の活用方法	職員の能力開発、人材育成、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用

【企業局】

概要（令和３年度（２０２１年度））

評価の対象	企業局の一般職の職員
評価者	一次評価者 二次評価（最終評価）者
評価対象期間	能力評価　令和２年（2020年）１０月１日　～　令和３年（2021年）９月３０日 業績評価　令和３年（2021年）　４月１日　～　令和３年（2021年）９月３０日 令和３年（2021年）１０月１日　～　令和４年（2022年）３月３１日
評価方法	能力評価：評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を５段階で評価 業績評価：職員があらかじめ設定した業務目標の達成度、その他設定目標以外の取組みにより、その業務上の業績を５段階で評価
評価結果の活用方法	職員の能力開発、人材育成、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用

【病院局】

概要（令和３年度（２０２１年度））

評価の対象	病院局の一般職の職員
評価者	一次評価者 二次評価（最終評価）者
評価対象期間	能力評価　令和２年（2020年）１０月１日　～　令和３年（2021年）９月３０日 業績評価　令和３年（2021年）　４月１日　～　令和３年（2021年）９月３０日 令和３年（2021年）１０月１日　～　令和４年（2022年）３月３１日
評価方法	能力評価：評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を５段階で評価 業績評価：職員があらかじめ設定した業務目標の達成度、その他設定目標以外の取組みにより、その業務上の業績を５段階で評価
評価結果の活用方法	職員の能力開発、人材育成、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用

【教育委員会】
概要（令和３年度（２０２１年度））

評価の対象	（事務局分） 教育委員会事務局の一般職の職員 （学校分） 常勤で勤務する県立学校教職員及び市町村立学校の県費教職員
評価者	（事務局分） １次評価者、２次評価（最終評価）者 （学校分） １次評価者、２次評価（最終評価）者
評価対象期間	（事務局分） 能力評価　令和２年（2020年）１０月１日　～　令和３年（2021年）９月３０日 業績評価　令和３年（2021年）　４月１日　～　令和３年（2021年）９月３０日 令和３年（2021年）１０月１日　～　令和４年（2022年）３月３１日 （学校分） 能力評価　令和２年（2020年）１０月１日　～　令和３年（2021年）９月３０日 業績評価　令和３年（2021年）　４月１日　～　令和３年（2021年）９月３０日 令和３年（2021年）１０月１日　～　令和４年（2022年）３月３１日
評価方法	（事務局分） 能力評価：評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を５段階で評価 業績評価：職員があらかじめ設定した業務目標の達成度、その他設定目標以外の取組みにより、その業務上の業績を５段階で評価 （学校分） 能力評価：職務遂行に当たり実際に発揮した能力について、職務上取った行動を基に評価を行う。評価基準、評価項目及び行動内容に照らし5段階で評価する。 業績評価：校長が示した学校教育目標を基本的な方向として、教職員が上期下期それぞれの具体的な目標等を決め、目標達成するためのプロセスや、評価基準日にどの程度達成できたか、貢献できたかを判断し評価を行う。目標以外の業務への取組状況等も踏まえ、5段階で評価する。
評価結果の活用方法	（事務局分） 職員の能力開発、人材育成、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用 （学校分） 人材育成、各教職員の資質向上、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用

【警察本部】
概要（令和３年度（２０２１年度））

評価の対象	熊本県警察に勤務する職員（地方警務官、非常勤職員（地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員に限る。）、条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員を除く。）
評価者	評価者 調整者 確認者
評価対象期間	能力評価　令和２年（2020年）１２月２日～令和３年（2021年）１２月１日 業績評価　令和２年（2020年）１２月２日～令和３年（2021年）　６月１日 令和３年（2021年）　６月２日～令和３年（2021年）１２月１日
評価方法	能力評価：各職級ごとに定めた評価項目の着眼点に基づき、職員が発揮した能力の程度を１００点満点で点数化し、Ｓ：極めて優れている、Ａ：優れている、Ｂ：やや優れている、Ｃ：普通、Ｄ：やや物足りない、Ｅ：物足りない、Ｆ：まったく物足りないの７段階で評価 業績評価：職員があらかじめ設定した業務目標の達成度及び目標以外の実績を合計５０点満点で点数化し、Ａ：特に優秀、Ｂ：優秀、Ｃ：良好、Ｄ：良くないの４段階で評価
評価結果の活用方法	職員の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用

３　職員の給与の状況

令和４年（２０２２年）４月１日現在のラスパイレス指数、職員の平均年齢、平均給料月額等の国及び都道府県平均値等は、確定後公表する。

(1)　総括

①　人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和4年(2022年)1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考）令和2年度(2020年度)の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和3年度(2021年度)	1,747,513	1,002,835,476	20,600,042	176,666,515	17.6	19.5

②　職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	（参考）一人当たり給与費 B/A	（参考）都道府県平均一人当たり給与費
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和3年度(2021年度)	19,816	82,421,637	16,131,860	32,923,397	131,476,894	6,635	

（注）１　職員手当には、退職手当を含まない。
２　職員数は、令和３年（２０２１年）４月１日現在の人数である。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

③　ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

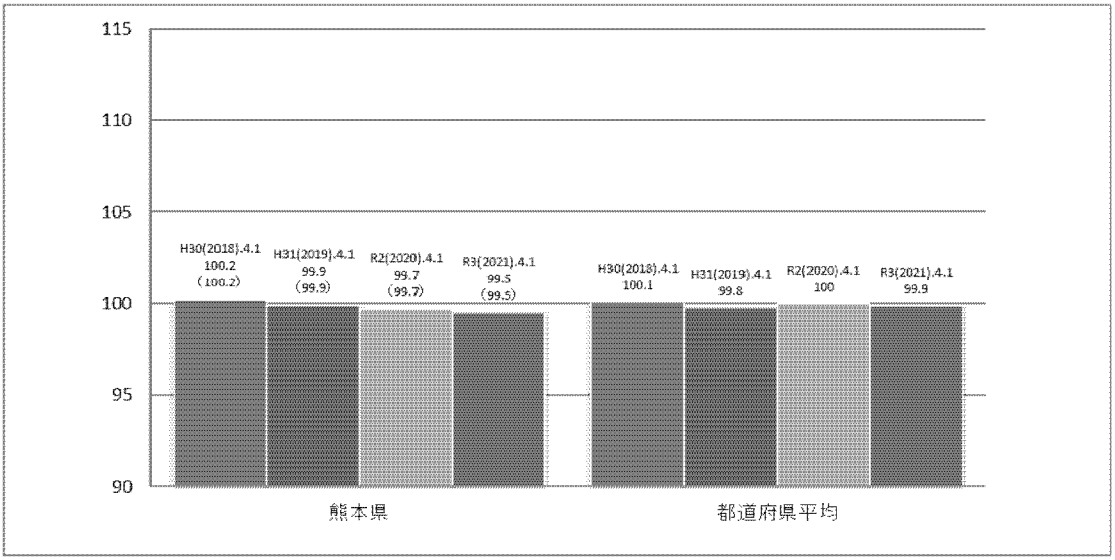

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を１００として計算した指数。
２　（　）内の数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

④　給与改定の状況

ア　月例給

区　分	人事委員会の勧告 民間給与 A	公務員給与 B	較　差 A－B	勧　告（改定率）	給与改定率	（参考）国の改定率
令和4年度（2022年度）	円	円	円	%	%	%

（注）「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

イ　特別給（期末・勤勉手当）

区　分	人事委員会の勧告 民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較　差 A－B	勧　告（改定月数）	年間支給月数	（参考）国の年間支給月数
令和4年度（2022年度）	月	月	月	月	月	月

（注）「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

⑤　給与制度の総合的見直しの実施状況について

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

ア　給料表の見直し

［実施時期］本県人事委員会の平成２７年（２０１５年）勧告に基づき、平成２８年度（２０１６年度）より実施。

［内　　容］国の俸給表等に準じた給料表に切り替える（給料表の水準を平均２％引き下げ）

［経過措置］現給保障あり（平成３０年度（２０１８年度）から現給保障を縮減し、令和元年度（２０１９年度）をもって終了）

イ　地域手当の見直し

級区分、対象地域の見直しは国に準じて実施。

ウ　その他の見直し内容

単身赴任手当の見直し（国家公務員の取扱いに準拠）

(2)　職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

ア　一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
熊本県	43.2　歳	325,383　円	401,521　円	334,531　円
国	歳	円	円	円
都道府県平均	歳	円	円	円

イ　技能労務職

区　分	公　務　員 平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）
熊本県	55.1　歳	195　人	327,263　円	362,226　円	328,389　円
うち用務員	50.0　歳	47　人	313,371　円	344,194　円	313,371　円
うち運転士	58.3　歳	32　人	318,131　円	360,730　円	318,131　円
うち学校給食員	54.5　歳	4　人	348,925　円	354,902　円	348,925　円
うち巡視	57.8　歳	2　人	358,400　円	391,132　円	358,400　円
国	歳	人	円	円	円
都道府県平均	歳	人	円	円	円

区　分	参　考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C／D
熊本県	－	－	－
うち用務員	5,664,328　円	円	
うち運転士	5,751,260　円	円	
うち学校給食員	5,882,424　円	円	
うち巡視	6,435,184　円	円	

（注）１　令和４年（２０２２年）４月１日現在の技能労務職給料表適用者（国の海事職俸給表（二）の適用を受ける職員に相当する職員及び企業局、病院局の職員を除く。）を対象に作成している。
２　年収ベースの「公務員（Ｃ）」のデータは、それぞれ平均給与月額を１２倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値である。

ウ　高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本県	45.7　歳	383,698　円	429,958　円
都道府県平均	歳	円	円

エ　小・中学校（幼稚園）教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本県	44.7　歳	364,537　円	402,853　円
都道府県平均	歳	円	円

オ　警察職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
熊本県	37.8　歳	317,235　円	427,345　円	322,936　円
国	歳	円	－　円	円
都道府県平均	歳	円	円	円

（注）１　「平均給料月額」とは令和４年（２０２２年）４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

②　職員の初任給の状況（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

区　分		熊　本　県	国
一般行政職	大学卒	188,700　円	182,200　円
	高校卒	154,900　円	150,600　円
技能労務職	高校卒	157,400　円	147,900　円
	中学卒	141,200　円	139,900　円
県立学校教育職	大学卒	210,800　円	—　円
	高校卒	—　円	—　円
市立学校教育職	大学卒	210,800　円	—　円
	高校卒	—　円	—　円
警察職	大学卒	212,100　円	211,400　円
	高校卒	180,200　円	173,400　円

③　職員の経験年齢別・学歴別平均給料月額の状況（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	257,788 円	353,321 円	388,735 円	402,124 円
	高校卒	219,210 円	309,805 円	350,347 円	374,596 円
技能労務職	高校卒	— 円	271,300 円	294,425 円	337,809 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
県立学校教育職	大学卒	302,863 円	388,667 円	423,329 円	430,632 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
市立学校教育職	大学卒	305,316 円	382,878 円	409,597 円	422,699 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
警察職	大学卒	273,266 円	386,786 円	412,550 円	419,610 円
	高校卒	254,475 円	333,706 円	391,936 円	411,658 円

（注）「－」の区分は、対象職員が少数若しくは無いため公表を控えている。

(3)　一般行政職の級別職員数等の状況

①　一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は技師の職務	人 524	% 11.6	円 146,100	円 247,600
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務	人 505	% 11.2	円 195,500	円 304,200
3級	1 参事の職務 2 主任主事又は主任技師の職務	人 865	% 19.1	円 231,500	円 350,000
4級	1 広域本部又は地域振興局の副部長又は課長の職務 2 主幹の職務 3 困難な業務を行う参事の職務	人 1,201	% 26.5	円 264,200	円 381,000
5級	1 課長補佐の職務 2 広域本部又は地域振興局の相当困難な業務を行う副部長又は課長の職務 3 相当困難な業務を行う主幹の職務	人 343	% 7.6	円 289,700	円 393,000
6級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長の職務 2 困難な業務を行う課長補佐の職務 3 広域本部又は地域振興局の部長又は局次長の職務 4 広域本部又は地域振興局の困難な業務を行う副部長又は課長の職務 5 審議員の職務 6 困難な業務を行う主幹の職務	人 822	% 18.2	円 319,200	円 410,200
7級	1 本庁の局長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 本庁又は委員会等の事務局の困難な業務を行う課長の職務 4 地域振興局長の職務 5 広域本部又は地域振興局の困難な業務を行う部長又は局次長の職務 6 首席審議員の職務 7 困難な業務を行う審議員の職務	人 208	% 4.6	円 362,900	円 444,900
8級	1 本庁の困難な業務を行う局長の職務 2 相当困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 3 困難な業務を行う地域振興局長の職務 4 困難な業務を行う首席審議員の職務	人 31	% 0.7	円 408,100	円 468,600
9級	1 本庁の部長の職務 2 会計管理者の職務 3 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 4 広域本部長の職務	人 25	% 0.6	円 458,400	円 527,500

（注）1　熊本県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

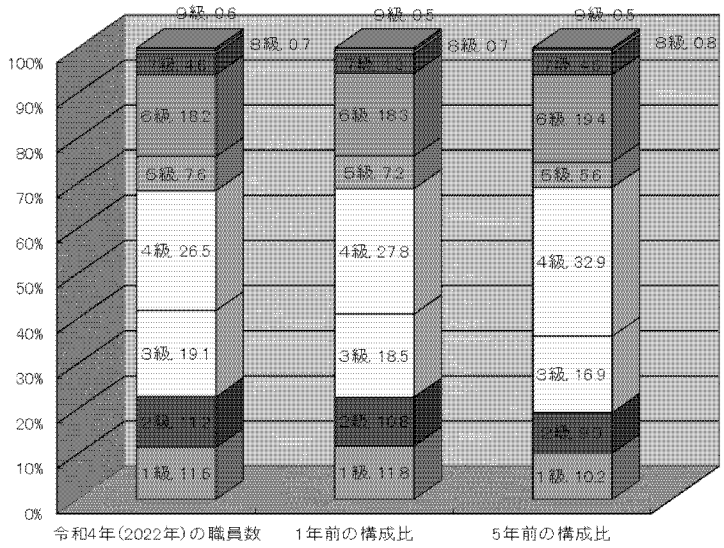

② 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

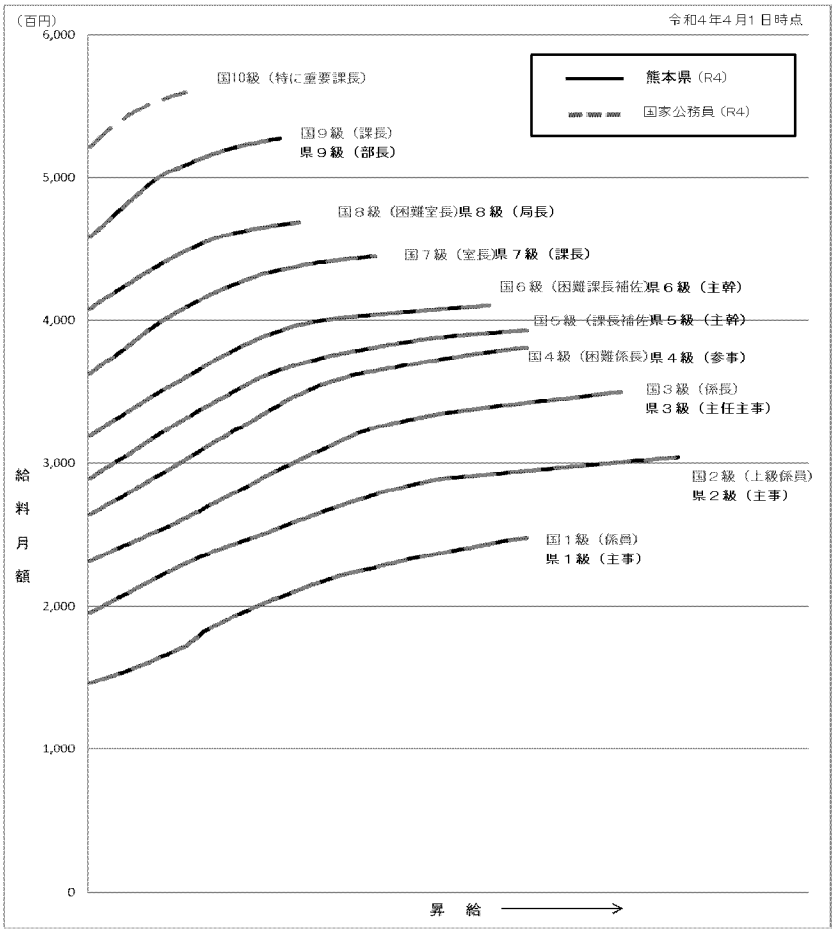

③　昇給への人事評価の活用状況

令和3年(2021年)4月2日から令和4年(2022年)4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(4) 職員の手当の状況

①　期末手当・勤勉手当

熊　本　県	国
1人当たり平均支給額(令和3年度(2021年度)) 1,793　千円	1人当たり平均支給額(令和3年度(2021年度)) —
(令和3年度(2021年度)支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.55　月分　1.90　月分 (1.45)　月分　(0.9)　月分	(令和3年度(2021年度)支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.55　月分　1.90　月分 (1.45)　月分　(0.9)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・　役職加算　5～20 % ・　管理職加算　15～25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・　役職加算　5～20 % ・　管理職加算　10～25 %

(注)　(　) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和3年度(2021年度)中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

②　退職手当（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

熊　本　県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3～30%加算)		その他の加算措置	早期退職募集制度 (2～45%加算)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	2,683 千円	21,570 千円			

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和３年度（２０２１年度）に退職した職員に支給された平均額である。

③　地域手当（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

支給実績(令和3年度(2021年度)決算)	66,679 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度(2021年度)決算)	926,097 円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20.0 %	28 人	20.0 %
大阪府大阪市	16.0 %	7 人	16.0 %
福岡県福岡市	10.0 %	6 人	10.0 %
福岡県太宰府市	6.0 %	2 人	6.0 %
長崎県長崎市	3.0 %	1 人	3.0 %
(医師・歯科医師職)	16.0 %	29 人	— %
上記以外の市町村	%	人	%
平 均 支 給 率	17.14 %	—	17.14 %

（注）　「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

支給実績(令和3年度(2021年度)決算)	796,785 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度(2021年度)決算)	118,130 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度(2021年度))	34.0 %
手当の種類(手当数)	60 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和3年度(2021年度)決算)	左記職員に対する支給単価
1 税務手当	広域本部又は自動車税事務所に勤務する職員	県税の賦課又は徴収に従事したとき	42,175千円	月額 20,000円 日額 1,000円
2 感染症防疫作業手当	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事する職員	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事したとき	22,372千円	日額 290円～760円 新型コロナウイルス感染症に関する特例 日額 1,000円、1,500円、3,000円、4,000円

3　放射線取扱作業手当	放射線取扱作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を照射する作業に従事したとき	189千円	診療放射線技師等 日額　350円 作業介助者 日額　230円
4　漁ろう手当	天草拓心高等学校所管の船舶に乗り込む船員	漁ろうに従事したとき	270千円	・漁ろうに従事したとき 1航海の水揚げ総額から販売に要する諸経費の額を控除して得た額の2割の範囲内で支給 ・漁ろう実習に従事したとき 日額　2,500円
5　福祉業務手当	・福祉事務所に勤務する職員 ・福祉総合相談所又は八代児童相談所に勤務する児童福祉司	福祉に関する現業業務に従事したとき	6,707千円	・福祉事務所に勤務する職員 日額　600円 ・福祉総合相談所又は八代児童相談所に勤務する児童福祉司 月額　6,600円
6　潜水手当 第18号作業	・水産研究センターに勤務する職員 ・警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員 ・天草拓心高等学校所管の船舶に乗り込む船員	潜水器具を着用して行う潜水作業に従事したとき	62千円	1時間あたり 20メートルまで310円 30メートルまで780円 30メートル超1,500円
7　精神保健指定医等従事手当	精神保健指定医である職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく診察、診察の立ち会い、移送等に従事したとき	37千円	日額　290円
8　有害薬品等取扱作業手当	有害薬品等による化学的試験に従事する職員又は病害虫防除作業に従事する職員	有害薬品等による化学的試験又は病害虫防除作業に従事したとき	775千円	日額　290円
9　種雄牛馬取扱作業手当	農業研究センター又は広域本部に勤務する職員	種雄牛、種雄馬又は種雄豚について自然交配若しくは精液採取の作業又は制御作業に従事したとき	821千円	日額　230円
10　舎監兼務手当	本来の勤務のほか舎監としてその附属寄宿舎における入所生の指導及び監督並びに当該寄宿舎の管理の業務に従事する職員	本来の勤務のほか舎監としてその附属寄宿舎における入所生の指導及び監督並びに当該寄宿舎の管理の業務に従事したとき	－　千円	日額　100円又は300円
11　訓練教育手当	職業能力開発校又は職業能力開発短期大学校に勤務する職業訓練指導員、農業大学校に勤務する職員	職業訓練業務、研修教育業務、教育訓練業務に従事したとき	12,637千円	日額　1,200円
12　速記手当	熊本県議会事務局に勤務する職員	速記業務に従事したとき	－　千円	日額　700円
13　と畜検査等手当	と畜検査員又は食鳥検査員	獣畜又は食鳥のと殺又は解体に係る検査業務に従事したとき	3千円	日額　300円
14　夜間看護手当	こども総合療育センターの病棟に勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務に従事したとき	6,371千円	1回につき 2,150円～7,300円
15　用地交渉従事手当 第14号作業	・公共事業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償の業務等に従事する職員 ・全警察職員	直接用地交渉に従事したとき	3,213千円	日額　700円 （夜間　1,000円）

16 消防訓練従事手当	消防職員及び消防団員の訓練指導にもっぱら従事する職員	レンジャー訓練、油火災消火訓練、中・高層建築物における避難救助訓練に従事したとき	185千円	日額 720円
17 特殊現場作業手当 第28号作業	①坑内作業に従事する職員 ②建築物、橋りょう、港湾等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員並びに衛生又は公害に関する調査及び検査に従事する職員 ③橋りょう、港湾等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ④かんがい排水事業における隧道工事、橋脚の潜函工事等に従事する職員 ⑤土木技術の職員のうち、①～④以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ⑥総務部及び広域本部に勤務する職員 ⑦農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員 ⑧ダム管理所に勤務する職員 ⑨警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	①トンネル及びたて坑の坑内で行う作業に従事したとき ②地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき ③水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき ④圧搾空気内で行う作業に従事したとき ⑤別に知事が定める業務に従事したとき ⑥火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査に従事したとき ⑦ガラスハウス等内で1日につき2時間以上の作物の栽培管理又は生育調査の作業に従事したとき ⑧大雨、雷、強風等の悪天候下の屋外における機械設備の点検及び整備の作業に従事したとき ⑨工事の測量、指導、監督又は検査の作業に従事したとき	781千円	① 日額 560円 ② 日額 220円又は320円 ③ 日額 220円 ④ 日額 210円～1,000円 ⑤ 日額 400円 ⑥ 日額 750円 ⑦ 日額 300円 ⑧ 日額 150円 ⑨ 高所における作業 日額 220円又は320円 道路上における作業 日額 400円
18 漁業取締手当	漁業取締に従事する職員	海上において、被疑者の追跡、立入検査又は取調べの業務に従事したとき	151千円	日額 550円
19 航空機とう乗作業手当 第21号作業	・災害被害状況調査業務並びに防災消防業務及び当該業務に関する訓練業務に従事する職員 ・全警察職員	航空機にとう乗して業務に従事したとき	3,340千円	1時間あたり 1,900円 （警察職員は 整備士 2,200円 その他 1,900円）
20 衛生検査業務従事手当	保健所又はこども総合療育センターに勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師	臨床検査技師等に関する法律に規定する検査業務に従事したとき	176千円	日額 290円
21 し尿処理施設検査等従事手当	環境保全課若しくは保健所に勤務する環境衛生指導員又は環境保全課、保健環境科学研究所若しくは保健所で公害関係業務に従事する職員	し尿処理施設の機能及び処理装置の検査の業務、家畜のふん尿に係る公害を防止するため、施設等に立ち入って行う検査及び調査の業務に従事したとき	7千円	日額 230円
22 い草取扱作業手当	農業研究センターに勤務する職員	染土附着後のい草を乾燥機により乾燥する作業、貯蔵庫内におけるい草の搬入搬出作業、い草の選別作業に従事したとき	13千円	日額 220円

23　結核患者等訪問指導手当	保健所に勤務する職員	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、結核登録票に登録されている者の家庭を訪問し、必要な指導を行ったとき ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、精神障害者を訪問し、精神保健及び精神障害者の福祉に関する指導を行ったとき	80千円	日額　230円
24　狂犬病防疫作業手当	保健所に勤務する職員	狂犬病予防法に規定する予防注射、犬の抑留、死体の引き取り、犬の一斉検診又は臨時の予防注射、病性鑑定のための措置、けい留されていない犬の抑留又は薬殺を行ったとき	59千円	日額　360円
25　植物検疫防除手当	病害虫防除所に勤務する職員	植物検疫法に規定する、検疫に関する事務、市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関する事務、発生予察事業に関する事務等に従事したとき	1,046千円	給料月額の6/100の額
26　小型船舶海上作業手当	水産技術の職員及び公害関係の職員	総トン数5トン未満の船舶又は舟を使用して、試験研究等に係り船上での測定、計量等の作業及びこれに付随する作業に従事したとき	91千円	日額　220円
27　公共土木施設災害応急作業手当	全職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視、応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	1千円	日額　480円又は730円
28　夜間定時制勤務手当	夜間の定時制課程に係る業務に従事する職員	正規の勤務時間内において行われる業務に午後5時以降において2時間以上従事したとき	328千円	1日につき　130円
29　昼夜間兼務手当	所定の時間数を超えて夜間に授業若しくはその補助又は養護を行った職員	所定の時間数を超えて夜間に授業若しくはその補助又は養護を行ったとき	－　千円	1時間につき　1,500円
30　夜勤手当	家畜の分娩、水産実習のため夜間に勤務した職員	家畜の分娩、水産実習のため夜間に勤務したとき	－　千円	1夜につき 5時間未満　1,700円 5時間以上　3,400円
31　面接指導手当	通信教育において面接して指導を行った職員	通信教育において面接して指導を行ったとき	－　千円	1時間につき1,600円
32　学力検査手当	高等学校入学学力検査問題の作成若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成を行った職員	高等学校入学学力検査問題の作成若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成を行ったとき	2,635千円	1時間につき300円

33 農業水産管理手当	農業及び水産増殖に関する学科の実習に係る施設又は設備の維持管理の業務に従事した職員	農業及び水産増殖に関する学科の実習に係る施設又は設備の維持管理の業務に従事したとき	4,839千円	日額 5時間未満　1,700円 5時間以上　3,400円
34 教員特殊業務手当	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの等に従事する職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの等に従事するとき	249,949千円	1日につき　1,650円～8,000円
35 多学年学級担当手当	2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教諭又は講師	当該学級における授業又は指導に従事したとき	4,994千円	1日につき 2複式学級　290円 3複式学級　350円
36 教育業務連絡指導手当	管理運営の基本的事項について定めた規則に規定する主任等で困難な職務を担当する教諭又は養護教諭	管理運営の基本的事項について定めた規則に規定する主任等で困難な職務を担当するとき	115,879千円	1日につき　200円
37 第1号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	主として私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業に従事したとき	57,647千円	1日につき　560円
38 第2号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	犯罪鑑識作業に従事したとき	3,644千円	犯罪現場 1日につき　560円 犯罪現場以外 1日につき　280円
39 第3号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	無線自動車運転作業に従事したとき	20,213千円	1日につき　420円
40 第5号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	交通捜査作業及び交通整理作業に従事したとき	27,739千円	交通捜査作業 1日につき　高速隊　840円(夜間1,260円) その他　560円(夜間840円) 交通整理作業 1日につき　高速隊　460円 その他　310円
41 第6号作業	全警察職員	特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業等に従事したとき	－　千円	1日につき　250円～4,600円
42 第8号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	白バイ運転作業に従事したとき	1,082千円	1日につき　560円
43 第9号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	感染症被留置者看守作業及び被留置者看守作業に従事したとき	4,841千円	感染症被留置者看守作業 1日につき　290円 その他看守作業 1日につき　240円
44 第10号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	感染症被留置者護送作業及び被留置者護送作業に従事したとき	2,159千円	感染症被留置者護送作業 1日につき　290円 その他護送作業 1日につき　200円
45 第11号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	警ら作業(船舶に乗り組んで行う作業を除く。)に従事したとき	48,656千円	1日につき　340円

46　死体処理手当 死体処理作業手当 第13号作業	全職員	感染症死体処理作業及び死体処理作業に従事したとき	31,337千円	1体につき　1,600円～3,490円
47　第15号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が夜間において行われる業務に従事したとき	113,620千円	1回につき　730円
48　第17号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	爆発物処理作業、火薬類等製造施設災害調査作業に従事したとき	－　千円	爆発物処理作業 1回につき　5,200円 火薬類等製造施設災害調査作業 1日につき750円
49　災害警備等作業手当 第19号作業	全警察職員	災害警備等作業、救難救助作業、救難救助訓練作業に従事したとき	41千円	災害警備等作業 1日につき　840円～1,680円 救難救助作業 1日につき　840円～1,680円 救難救助訓練作業 1日につき　400円
50　第20号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員（航空機操縦作業については、全警察職員）	航空機操縦作業、航空機整備作業に従事したとき	3,239千円	航空機操縦作業 1時間につき　5,100円 航空機整備作業 整備士 1日につき　1,410円
51　第22号作業	全警察職員	航空機とう乗危険作業に従事したとき	46千円	操縦士 1時間につき　760円 整備士 1時間につき　660円 その他の警察職員 1時間につき　570円
52　第24号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	遠隔地水上警戒作業、船舶警ら等作業に従事したとき	30千円	遠隔地水上警戒作業 1日につき　1,100円 船舶警ら等作業 1日につき　220円
53　第25号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	緊急夜間作業に従事したとき	1,620千円	1回につき　1,240円
54　第26号作業	全警察職員	身辺警護等作業に従事したとき	218千円	1日につき　640円～1,150円
55　第27号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	銃器等を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等作業及び暴力団等から危害を加えられるおそれがある者の警戒作業に従事したとき	－　千円	1日につき　820円～1,640円
56　道路上作業手当	広域本部地域振興局に勤務する職員	道路の維持補修等の作業に従事したとき	335千円	1日につき　150円
57　特殊自動車運転 業務手当	農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員	起伏のある傾斜地における農耕トラクタの運転業務及びシャベルローダの運転業務に従事したとき	132千円	日額　240円
58 精神保健福祉業 務等従事手当	技能労務職員	精神障害者又は麻薬中毒者を移送したとき	－　千円	日額　290円

59 東日本大震災関連作業手当	全警察職員	東日本大震災に対処するため、設定された区域での作業に従事したとき	－ 千円	福島第1原子力発電所の敷地内 1日につき 3,300円～40,000円 警戒区域 1日につき 1,330円～6,600円 帰還困難区域 1日につき 1,330円～6,600円 居住制限区域 1日につき 660円～3,300円 計画的避難区域 1日につき 1,000円～5,000円
60 原子力災害関連作業手当	全職員	原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言があった場合で、設定された区域での作業に従事したとき	－ 千円	特定原子力事業所敷地内作業のうち(1日につき) ①原子炉建屋内 40,000円以内 ②①以外のもの 20,000円以内 ・原子力災害対策本部長指示による区域内作業(1日につき) 10,000円以内

⑤　時間外勤務手当

支給実績（令和３年度（2021年度）決算）	3,887,697　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度（2021年度）決算）	471　千円
支給実績（令和２年度（2020年度）決算）	3,957,748　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和２年度（2020年度）決算）	687　千円

（注）　職員１人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和３年度（２０２１年度）決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教職職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

⑥　その他の手当（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度(2021年度)決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度(2021年度)決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者　6,500円 子　10,000円 父母等　6,500円	同じ	－	2,300,478　千円	261,686　円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同じ	－	1,144,308　千円	707,673　円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,000円～42,800円を支給	異なる	通勤の実態に対応し、交通機関利用者の全額支給上限並びに交通用具利用者の距離区分及び手当額	2,036,121　千円	122,525　円

4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、医師等21,000円/回、その他4,400円～7,400円/回を支給	同じ	－	127,378 千円	148,806 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である医師等に対して413,300円以内を支給	同じ	－	118,793 千円	1,431,241 円
6 農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業の普及事業に従事する常勤の職員に対して給料の8%以内を支給			68,078 千円	352,736 円
7 へき地手当（これに準ずる手当を含む）	・へき地学校等に勤務する職員に対して給料等の20%以内を支給 ・異動に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の4%以内を支給			111,786 千円	209,337 円
8 定時制通信教育手当	定時制、通信制の課程を置く県立学校の職員に対して給料の6%以内を支給			36,094 千円	224,186 円
9 産業教育手当	農業、水産又は工業の産業教育に関する課程を置く県立学校の職員で、実習を伴うこれらの課程の科目を担当する職員に対して給料の6%以内を支給			118,472 千円	207,482 円
10 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ	－	675,472 千円	418,249 円
11 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ	－	286,037 千円	124,148 円
12 住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して28,000円以内を支給	同じ	－	1,478,712 千円	296,157 円
13 特地勤務手当（これに準ずる手当を含む）	・離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して給料等の25%以内を支給 ・異動等に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の6%以内を支給	同じ	－	9,496 千円	243,487 円
14 義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、盲学校、聾学校又は養護学校の小学部若しくは中学部に勤務する職員に対して20,200円以内を支給	同じ	－	705,705 千円	64,964 円

15 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額30,000円、距離区分に応じて5,000円～70,000円を加算した額を支給	同じ	－	228,756 千円	426,784 円
16 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を、週休日等以外の日の午前0時～午前5時までの間に勤務した場合、6,000円/回を支給	同じ	－	19,270 千円	57,868 円
17 特定任期付職員業績手当	特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対して給料月額相当額を支給	同じ	－	1,219 千円	406,333 円
18 任期付研究員業績手当	特に顕著な研究業績を挙げたと認められる任期付職員に対して給料月額相当額を支給	同じ	－	－ 千円	－ 円
19 災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む）	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給			32,852 千円	1,216,741 円

〔5〕 **特別職の報酬等の状況**（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

区分		給料月額等			
給料	知事	1,240,000 円			
	副知事	970,000 円			
報酬	議長	970,000 円			
	副議長	870,000 円			
	議員	780,000 円			
期末手当	知事	（令和3年度(2021年度)支給割合）			
	副知事	3.35 月分			
	議長	（令和3年度(2021年度)支給割合）			
	副議長	3.35 月分			
	議員				
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）		（支給時期）
	知事	124万円×在職月数×0.58	3452.16	万円	任期毎
	副知事	97万円×在職月数×0.41	1908.96	万円	任期毎
	備考				

（注） 退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

〔6〕 **公営企業職員の状況**

① 電気事業

ア 職員給与費の状況

決 算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考）令和2年度(2020年度)の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和3年度(2021年度)	1,621,164	▲ 613,885	482,483	29.8	34.9

（注）　資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区　分	職員数	給与費				一人当たり
	A	給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	給与費 B/A
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和3年度(2021年度)	46	201,647	47,190	84,758	333,595	7,252

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
２　職員数は、令和４年（２０２２年）３月３１日現在の人数である。
３　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊　本　県	45.9　歳	350,724　円	579,157　円
団体平均	歳	円	円
事　業　者	歳		円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ　職員の手当の状況

（ア）　期末手当・勤勉手当

熊　本　県	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額(令和3年度(2021年度))	1人当たり平均支給額(令和3年度(2021年度))
1,766　千円	千円
(令和3年度(2021年度)支給割合)	(令和3年度(2021年度)支給割合)
期末手当　勤勉手当	期末手当　勤勉手当
2.55　月分　1.90　月分	—　月分　—　月分
(1.45)　月分　(0.90)　月分	(　—　)月分　(　—　)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算　5～20 %	・役職加算　—　%
・管理職加算　15～25 %	・管理職加算　—　%

（注）　（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

（イ）　退職手当（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

熊　本　県			一般行政職・団体平均等		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続20年	—　月分	—　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続25年	—　月分	—　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続35年	—　月分	—　月分
最高限度額	47.709　月分	47.709　月分	最高限度額	—　月分	—　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(3%～30%加算)		その他の加算措置		
(退職時特別昇給	なし	)	(退職時特別昇給	—	)
1人当たり平均支給額	747　千円	13,716　千円	1人当たり平均支給額	—　千円	千円

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和３年度（２０２１年度）に退職した職員に支給された平均額である。

（ウ）　地域手当（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

支給実績(令和3年度(2021年度)決算)	—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度(2021年度)決算)	—	円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	—　%	—　人	—　%

（ｴ）　特殊勤務手当（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

支給総額(令和3年度(2021年度)決算)	1,556　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度(2021年度)決算)	51,861　円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度(2021年度))	62.5　%
手当の種類(手当数)	6　種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度 (2021年度)決算)	左記職員に対する 支給単価
1　発電業務手当	発電総合管理所に勤務する技術職員及び業手の業務に従事する職員	発電総合管理所における運転監視制御業務に従事したとき	92千円	1日あたり300円
		ダムの放流(洪水警戒体制時及び予備警戒時の放流を除く。)、巡視点検、塵芥処理又は電気工作物若しくは水路工作物等の機器設備(高電圧のものを除く。)に係る作業、調査、工事の監督若しくは検査等の業務に従事したとき	242千円	1日あたり450円
		洪水警戒体制(予備警戒時の放流業務を含む。)に伴う業務又は高電圧機器設備に近接して行う作業、調査、工事の監督若しくは検査等の業務に従事したとき	306千円	1日あたり650円
		上記各業務を、地上若しくは水面上10m以上の足場の不安定な箇所又は管理者がこれと同程度と認める危険及び不快な状態で行う場合 運転課長、施設課長が洪水警戒体制に伴う業務に従事した場合	725千円	危険度等に応じて上記支給単価に、220円～440円を加算した額
2　特殊現場作業手当	坑内作業に従事する職員	トンネル及びたて抗の坑内で行う作業に従事したとき	－　千円	1日あたり560円
	建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき	－　千円	1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円)
	水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき	－　千円	1日あたり220円
	技術職員のうち、上記各業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員	別に管理者が定める業務に従事したとき	165千円	1日あたり400円
3　用地交渉従事手当	公営企業の事業の用に供する用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	直接用地交渉に従事したとき	27千円	1日あたり700円 (夜間1,000円)

4 公共土木施設災害応急作業手当	全職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視、応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	－ 千円	日額 480円又は730円
5 死体処理手当 死体処理作業手当	全職員	感染症死体処理作業及び死体処理作業に従事したとき	－ 千円	1体につき 1,600円～3,490円
6 原子力災害関連作業手当	全職員	原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言があった場合で、設定された区域での作業に従事したとき	－ 千円	特定原子力事業所敷地内作業のうち(1日につき) ①原子炉建屋内 40,000円以内 ②①以外のもの 20,000円以内 原子力災害対策本部長指示による区域内作業(1日につき) 10,000円以内

（オ）　時間外勤務手当

支給実績（令和３年度（2021年度）決算）	24,422 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度（2021年度）決算）	581 千円
支給実績（令和２年度（2020年度）決算）	25,185 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和２年度（2020年度）決算）	600 千円

（注）　職員１人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和３年度（２０２１年度）決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教職職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

（カ）　その他の手当（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度(2021年度)決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度(2021年度)決算）
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円	同じ		8,275 千円	285,328 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同じ		5,452 千円	908,600 円

3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,000円～42,800円を支給	同じ		3,120 千円	89,141 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、4,400円～7,400円/回を支給	同じ		－ 千円	－ 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊な専門知識を必要とする職員に対して2,500円以内を支給	同じ		－ 千円	－ 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ		263 千円	18,796 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ		26 千円	2,388 円
8 住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して28,000円以内を支給	同じ		3,613 千円	258,107 円
9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額30,000円、距離区分に応じて5,000～70,000円を加算した額を支給	同じ		456 千円	456,000 円
10 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給	同じ		－ 千円	－ 円
11 災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む）	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同じ		－ 千円	－ 円

②　工業用水道事業

ア　職員給与費の状況

決　算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考） 令和2年度(2020年度)の総費用に占める職員給与費比率
令和3年度(2021年度)	千円 1,176,069	千円 ▲ 130,227	千円 57,544	% 4.9	% 8.1

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区　分	職員数	給与費				一人当たり
	A	給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	給与費 B/A
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和3年度(2021年度)	6	26,047	5,885	11,056	42,988	7,165

（注）１　職員手当には、退職給与金を含まない。
　　２　職員数は、令和４年（２０２２年）３月３１日現在の人数である。

イ　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊　本　県	43.7　歳	304,033　円	597,058　円
団体平均	歳	円	円
事　業　者	歳		円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ　職員の手当の状況

（ア）　期末手当・勤勉手当

熊　本　県	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額(令和3年度(2021年度))	1人当たり平均支給額(令和3年度(2021年度))
1,843　千円	千円
(令和3年度(2021年度)支給割合)	(令和3年度(2021年度)支給割合)
期末手当　勤勉手当	期末手当　勤勉手当
2.55　月分　1.90　月分	—　月分　—　月分
(1.45)　月分　(0.90)　月分	(　—　)月分　(　—　)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算　5～20 %	・役職加算　—　%
・管理職加算　15～25 %	・管理職加算　—　%

（注）　（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

（イ）　退職手当（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

熊　本　県			一般行政職・団体平均等		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続20年	—　月分	—　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続25年	—　月分	—　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続35年	—　月分	—　月分
最高限度額	47.7090　月分	47.709　月分	最高限度額	—　月分	—　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置		
	(3%～30%加算)				
(退職時特別昇給	なし	)	(退職時特別昇給	—	)
1人当たり平均支給額	0　千円	35　千円	1人当たり平均支給額	—　千円	千円

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和３年度（２０２１年度）に退職した職員に支給された平均額である。

（ウ）　地域手当（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

支給実績(令和3年度(2021年度)決算)	—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度(2021年度)決算)	—	円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	般行政職の制度(支給率)
—	—　%	—　人	—　%

（エ）　特殊勤務手当（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

支給総額(令和3年度(2021年度)決算)	85　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度(2021年度)決算)	28,250　円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度(2021年度))	50.0　％
手当の種類(手当数)	5　種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度 (2021年度)決算)	左記職員に対する 支給単価
1　特殊現場作業手当	坑内作業に従事する職員	トンネル及びたて抗の坑内で行う作業に従事したとき	－　千円	1日あたり560円
	建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき	－　千円	1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円)
	水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき	－　千円	1日あたり220円
1　特殊現場作業手当	技術職員のうち、上記各業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員	別に管理者が定める業務に従事したとき	82千円	1日あたり400円
	都呂々ダム管理事務所に勤務する業手の業務に従事する職員	大雨、雷、強風等の悪天候下の屋外における機器設備の点検及び整備の作業に従事したとき	2千円	1日あたり150円
2　用地交渉従事手当	公営企業の事業の用に供する用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	直接用地交渉に従事したとき	1千円	1日あたり700円 (夜間1,000円)
3　公共土木施設災害応急作業手当	全職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視、応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	－　千円	日額　480円又は730円
4　死体処理手当 死体処理作業手当	全職員	感染症死体処理作業及び死体処理作業に従事したとき	－　千円	1体につき 1,600円～3,490円
5　原子力災害関連作業手当	全職員	原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言があった場合で、設定された区域での作業に従事したとき	－　千円	特定原子力事業所敷地内作業のうち(1日につき) ①原子炉建屋内　40,000円以内 ②①以外のもの　20,000円以内 原子力災害対策本部長指示による区域内作業(1日につき) 10,000円以内

（オ）　時間外勤務手当

支給実績（令和３年度（2021年度）決算）	2,364　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度（2021年度）決算）	394　千円
支給実績（令和２年度（2020年度）決算）	2,008　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和２年度（2020年度）決算）	335　千円

（注）　職員１人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和３年度（２０２１年度）決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教職職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

（カ）　その他の手当（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度(2021年度)決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度(2021年度)決算）
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者　6,500円 子　10,000円 父母等　6,500円	同じ		1,408 千円	352,000 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同じ		604 千円	603,600 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,000円～42,800円を支給	同じ		204 千円	40,800 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、4,400円～7,400円/回を支給	同じ		－ 千円	－ 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊な専門知識を必要とする職員に対して2,500円以内を支給	同じ		－ 千円	－ 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ		125 千円	41,525 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ		－ 千円	－ 円
8 住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して28,000円以内を支給	同じ		282 千円	282,000 円
9 特地勤務手当（これに準ずる手当を含む）	・離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して給料等の25%以内を支給 ・異動等に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の6%以内を支給	同じ		358 千円	178,886 円

10 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額30,000円、距離区分に応じて5,000～70,000円を加算した額を支給	同じ		456 千円	456,000 円
11 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給	同じ		－ 千円	－ 円
12 災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む）	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同じ		－ 千円	－ 円

③　有料駐車場事業

ア　職員給与費の状況

決　算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考）令和2年度(2020年度)の総費用に占める職員給与費比率
令和3年度(2021年度)	千円 68,392	千円 32,101	千円 4,647	% 6.8	% 17.0

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
令和3年度(2021年度)	人 ―	千円 ―	千円 ―	千円 ―	千円 ―	千円 ―

（注）１　職員手当には、退職給与金を含まない。

２　職員数は、令和４年（２０２２年）３月３１日現在の人数である。

イ　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊　本　県	― 歳	― 円	― 円
団体平均	歳	円	円
事　業　者	歳		円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ　職員の手当の状況

（ア）　期末手当・勤勉手当

熊本県	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額(令和3年度(2021年度))	1人当たり平均支給額(令和3年度(2021年度))
— 千円	千円
(令和3年度(2021年度)支給割合)	(令和3年度(2021年度)支給割合)
期末手当　勤勉手当	期末手当　勤勉手当
2.55 月分　1.90 月分	— 月分　— 月分
(1.45) 月分　(0.90) 月分	(—) 月分　(—) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算　5～20 %	・役職加算　— %
・管理職加算　15～25 %	・管理職加算　— %

（注）　（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

（イ）　退職手当（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

熊本県			一般行政職・団体平均等		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(3%～30%加算)		その他の加算措置		
(退職時特別昇給	なし	)	(退職時特別昇給	—	)
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和３年度（２０２１年度）に退職した職員に支給された平均額である。

（ウ）　地域手当（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

支給実績(令和3年度(2021年度)決算)	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度(2021年度)決算)	— 円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

（エ）　特殊勤務手当（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

支給総額(令和3年度(2021年度)決算)	—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度(2021年度)決算)	—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度(2021年度))	—	%
手当の種類(手当数)	5	種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和3年度(2021年度)決算）	左記職員に対する支給単価
1 特殊現場作業手当	坑内作業に従事する職員	トンネル及びたて抗の坑内で行う作業に従事したとき	－ 千円	1日あたり560円
	建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき	－ 千円	1日あたり220円（20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円）
	水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき	－ 千円	1日あたり220円
	技術職員のうち、上記各業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員	別に管理者が定める業務に従事したとき	－ 千円	1日あたり400円
2 用地交渉従事手当	公営企業の事業の用に供する用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	直接用地交渉に従事したとき	－ 千円	1日あたり700円（夜間1,000円）
3 公共土木施設災害応急作業手当	全職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視、応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	－ 千円	日額 480円又は730円
4 死体処理手当 死体処理作業手当	全職員	感染症死体処理作業及び死体処理作業に従事したとき	－ 千円	1体につき 1,600円～3,490円
5 原子力災害関連作業手当	全職員	原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言があった場合で、設定された区域での作業に従事したとき	－ 千円	特定原子力事業所敷地内作業のうち(1日につき) ①原子炉建屋内 40,000円以内 ②①以外のもの 20,000円以内 原子力災害対策本部長指示による区域内作業(1日につき) 10,000円以内

（オ）　時間外勤務手当

支給実績（令和3年度（2021年度）決算）	—	千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度（2021年度）決算）	—	千円
支給実績（令和2年度（2020年度）決算）	—	千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度（2020年度）決算）	—	千円

（注）　職員１人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和３年度（２０２１年度）決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管

理職員、教職職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

（カ）　その他の手当（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度（2021年度）決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度（2021年度）決算）
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者　6,500円 子　10,000円 父母等　6,500円	同じ		－　千円	－　円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同じ		－　千円	－　円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,000円～42,800円を支給	同じ		－　千円	－　円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、4,400円～7,400円/回を支給	同じ		－　千円	－　円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊な専門知識を必要とする職員に対して2,500円以内を支給	同じ		－　千円	－　円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ		－　千円	－　円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ		－　千円	－　円

8 住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して28,000円以内を支給	同じ		－ 千円	－ 円
9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額30,000円、距離区分に応じて5,000～70,000円を加算した額を支給	同じ		－ 千円	－ 円
10 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給	同じ		－ 千円	－ 円
11 災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む）	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同じ		－ 千円	－ 円

(7) **病院事業職員の状況**

① 職員給与費の状況

決　算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考）令和2年度(2020年度)の総費用に占める職員給与費比率
令和3年度(2021年度)	千円 1,676,947	千円 307,451	千円 740,211	% 44.1	% 42.9

（注）　資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
令和3年度(2021年度)	人 109	千円 428,175	千円 145,184	千円 166,852	千円 740,211	千円 6,791

（注）１　職員手当には、退職給与金を含まない。
　　２　職員数は、令和４年（２０２２年）３月３１日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

区　分		平均年齢	基本給	平均月収額
熊本県		44.8 歳	315,597 円	547,438 円
	医師	47.6 歳	508,564 円	1,316,519 円
	看護師	42.2 歳	297,636 円	502,790 円
	事務職員	46.7 歳	345,630 円	588,411 円
団体平均		歳	円	円
	医師	歳	円	円
	看護師	歳	円	円
	事務職員	歳	円	円
事業者		歳		円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③　職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

熊本県		一般行政職・団体平均等	
1人当たり平均支給額(令和3年度(2021年度))		1人当たり平均支給額(令和3年度(2021年度))	
1,531 千円		千円	
(令和3年度(2021年度)支給割合)		(令和3年度(2021年度)支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.90 月分	— 月分	— 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分	(—) 月分	(—) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20 %	・役職加算	— %
・管理職加算	15～25 %	・管理職加算	— %

(注)(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

熊本県			一般行政職・団体平均等		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(3%～30%加算)		その他の加算措置		
(退職時特別昇給	なし	)	(退職時特別昇給	—	)
1人当たり平均支給額	532 千円	4,807 千円	1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

(注)　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和３年度（２０２１年度）に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

支給実績(令和3年度(2021年度)決算)	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度(2021年度)決算)	— 円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

エ　特殊勤務手当（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

支給総額(令和3年度(2021年度)決算)	24,604　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度(2021年度)決算)	390,542　円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度(2021年度))	57.7　％
手当の種類(手当数)	8　種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和3年度(2021年度)決算）	左記職員に対する支給単価
1　感染症防疫作業手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症の防疫に従事したとき	6,020千円	日額　290円 新型コロナウイルス感染症に関する特例 日額　3,000円、4,000円
2　放射線取扱作業手当	放射線取扱作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を照射する作業に従事したとき	80千円	診療放射線技師等 日額　350円 作業介助者 日額　230円
3　精神保健指定医等従事手当	精神保健指定医である職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく、診察、診察の立ち会い、移送等に従事したとき	－　千円	日額　290円
4　夜間看護手当	病棟に勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務に従事したとき	18,430千円	1回につき 2,150～7,300円
5　衛生検査業務従事手当	臨床検査技師及び衛生検査技師	臨床検査技師等に関する法律に規定する検査業務に従事したとき	75千円	日額　290円
6　公共土木施設災害応急作業手当	全職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視、応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	－　千円	日額　480円又は730円
7　死体処理手当 死体処理作業手当	全職員	感染症死体処理作業及び死体処理作業に従事したとき	－　千円	1体につき 1,600円～3,490円
8　原子力災害関連作業手当	全職員	原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言があった場合で、設定された区域での作業に従事したとき	－　千円	特定原子力事業所敷地内作業のうち(1日につき) ①原子炉建屋内 40,000円以内 ②①以外のもの 20,000円以内 原子力災害対策本部長指示による区域内作業(1日につき) 10,000円以内

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和３年度（2021年度）決算）	19,324　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度（2021年度）決算）	184　千円
支給実績（令和２年度（2020年度）決算）	19,483　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和２年度（2020年度）決算）	197　千円

（注）　職員１人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和３年度（２０２１年度）決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教職職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和４年（２０２２年）４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度(2021年度)決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度(2021年度)決算）
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者　6,500円 子　10,000円 父母等　6,500円	同じ		15,451　千円	271,078　円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同じ		1,494　千円	747,000　円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を使用している職員に対して距離区分に応じて2,000円～42,800円を支給	同じ		11,307　千円	114,208　円
4 宿日直手当	宿直又は日直を命じられた職員に対して、医師21,000円/回、看護師長等7,400円/回を支給	同じ		8,511　千円	654,611　円

5 初任給調整手当	欠員補充が困難である医師に対して368,400円以内を支給	同じ		17,702 千円	4,425,600 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ		12,947 千円	392,343 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間あたりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ		10,145 千円	171,946 円
8 住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して28,000円以内を支給	同じ		10,129 千円	316,520 円
9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額30,000円、距離区分に応じて4,000円～58,000円を加算した額を支給	同じ		－ 千円	－ 円
10 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を、週休日等以外の日の午前0時～午前5時までの間に勤務した場合、6,000円/回を支給	同じ		－ 千円	－ 円
11 災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む）	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同じ		－ 千円	－ 円

４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めている。

(1)　勤務時間

一般的な職員の勤務時間は、次のとおりだが、交替制勤務職員など勤務の特殊性によりこの勤務時間により難い場合は、別に定めている。

１週間の勤務時間	１日の勤務時間	勤務時間の割振り		
		始業	終業	休憩時間
３８時間４５分	７時間４５分	８時３０分	１７時１５分	１２～１３時

(2)　年次有給休暇

年次有給休暇は、採用された年を除き毎年２０日付与され、与えられた日数をその年に使用しなかった場合、最高２０日まで翌年に繰り越すことができる。

なお、令和３年（２０２１年）１月１日から同年１２月３１日までの全期間に在職した職員（育児休業者、休職者及び派遣者を除く。）の一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数は、１１．７日である。

(3)　特別休暇

特別休暇とは、社会慣習上や物理上等の特別の事由により勤務しないことが相当である場合に認められる有給休暇である。取得要件には、厳格かつ厳密な規定が設けら

れているが、ここでは、概要について記載している。
なお、本県では、令和４年（２０２２年）４月１日現在２９の特別休暇がある。

内容	期間
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める時間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	その都度必要と認める時間
ドナー休暇	その都度必要と認める時間
ボランティア休暇	１暦年のうち５日以内
不妊治療に係る通院等のために勤務しないことが相当であると認められる場合	１暦年のうち６日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合は１０日）以内
結婚休暇	５日以内
産前休暇	出産予定日の８週前から出産の日までの請求した期間
産後休暇	出産の日の翌日から８週間
育児時間休暇	生後３年を経過するまで１日を通じて９０分を超えない範囲内で必要と認める期間
生理休暇	請求した日から２日以内においてその都度必要と認める時間

妊娠中の女性職員が母子保健法第１０条の保健指導又は同法第１３条の健康診査を受ける場合	その都度必要と認める期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、１日を通じて１時間を超えない範囲内でおのおの必要と認める時間
妊娠障害休暇	１４日以内
出産補助休暇	出産のため入院等の日以後４０日以内において３日以内
男性の育児参加休暇	出産予定日の８週間前から当該出産の日後８週間を経過する日までの期間内において５日以内
子の看護休暇	５日（養育する子が２人以上いる場合にあっては１０日）以内
短期の介護休暇	５日（要介護者が２人以上いる場合にあっては１０日）以内
忌服休暇	１日～１０日（血姻関係により異なる。）
父母、配偶者及び子の祭日（父母、配偶者及び子の死亡後１５年内の日に限る。）にあたる場合	慣習上最小限度必要と認められる期間（１日）
夏期休暇	任命権者が定める期間内で５日以内
長期勤続休暇	連続した２日以内
台風、地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	１週間を超えない期間内においてその都度必要と認める期間
台風、地震、水害、火災その他の災害、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限若しくは遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める時間
台風、地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める時間
赴任のため勤務につけない場合	その都度必要と認める期間
昇任のための競争試験又は選考を受けるため出頭する場合	その都度必要と認める期間
あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める事項に該当する場合	人事委員会が承認した期間
スクーリングを受ける場合	その都度必要と認める期間
国民体育大会、県民体育大会等へ参加する場合	その都度必要と認める期間

(4)　**病気休暇**

病気休暇とは、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、その療養に専念させる有給休暇である。

内容	期間
公務傷病による休暇	必要最小限度の期間
私傷病による休暇	引き続き９０日以内の期間
結核による休暇	１年以内の期間

(5)　**介護休暇**

介護休暇とは、負傷、疾病又は老齢のため２週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者等の特定の親族等を介護するために、勤務しないことが相当であると認められる無給休暇である。

内容	期間
特定の親族等を介護するために勤務しないことが相当と認められる場合	３回を超えず、かつ通算して６月を超えない範囲内において必要と認められる期間

(6)　**介護時間**

介護時間とは、負傷、疾病又は老齢のため２週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者等の特定の親族等を介護するために、１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる無給休暇である。

内容	期間
特定の親族等を介護するために勤務しないことが相当と認められる場合	連続する３年の期間内において、１日につき２時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

５　職員の休業の状況

令和３年度（２０２１年度）の職員の休業の取得状況については次のとおりである。

(1)　**育児休業等の取得状況**

①　**子が出生した職員の数及び育児休業取得率**

	子が出生した職員の数	（単位：人） うち育児休業取得者数	育児休業取得率 （単位：%）
男性職員	559	29	5%
女性職員	296	296	100%
合　計	855	325	

②　**育児休業承認期間**　（単位：人）

	育児休業承認期間					
	６月以下	６月～ １年以下	１年～ １年半以下	１年半～ ２年以下	２年～ ３年以下	合　計
男性職員	29	4	1	1	0	35
女性職員	5	64	94	70	66	299
合　計	34	68	95	71	66	334

③　**育児短時間勤務取得者**　（単位：人）

	育児短時間勤務					
	月～金 3時間55分勤務	月～金 4時間55分勤務	週3日 7時間45分勤務	週2日7時間45分及び 1日3時間55分勤務	その他	合　計
男性職員	0	0	0	0	2	2
女性職員	0	2	4	0	2	8
合　計	0	2	4	0	4	10

④－１　部分休業承認期間　（単位：人）

	部分休業承認期間						
	１年以下	1年～２年以下	２年～３年以下	３年～４年以下	４年～５年以下	５年以上	合　計
男性職員	4	0	0	0	0	0	4
女性職員	49	3	4	16	1	0	73
合　計	53	3	4	16	1	0	77

④－２　一日の部分休業取得時間　（単位：人）

	１日の部分休業取得時間（平均）				
	３０分以下	３０分～６０分以下	６０分～９０分以下	９０分超	合　計
男性職員	2	0	0	4	6
女性職員	46	32	10	12	100
合　計	48	32	10	16	106

(2)　自己啓発等休業の取得状況　（単位：人）

	自己啓発等休業承認期間					
	６月以下	６月～１年以下	１年～１年半以下	１年半～２年以下	２年～３年以下	合　計
男性職員	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0
合　計	0	0	0	0	0	0

(3)　修学部分休業の取得状況　（単位：人）

	修学部分休業承認期間				
	６月以下	６月～１年以下	１年～１年半以下	１年半～２年以下	合　計
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0
合　計	0	0	0	0	0

(4)　高齢者部分休業の取得状況　（単位：人）

	高齢者部分休業承認期間					
	１年以下	１年～２年以下	２年～３年以下	３年～４年以下	４年～５年以下	合　計
男性職員	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0
合　計	0	0	0	0	0	0

(5)　配偶者同行休業の取得状況　（単位：人）

	配偶者同行休業承認期間					
	６月以下	６月～１年以下	１年～１年半以下	１年半～２年以下	２年～３年以下	合　計
男性職員	0	0	0	1	0	1
女性職員	0	0	1	0	0	1
合　計	0	0	1	1	0	2

６　職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が十分に職責を果たすことができない場合に、公務能率を維持するために行う処分をいい、また、懲戒処分とは、職員の義務違反に対して、公務における秩序を維持するために職員の責任を追及する処分をいう。

令和３年度（２０２１年度）の処分の状況は、次のとおりである。

(1)　分限処分

（単位：人）

処分理由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合	第２８条第１項第１号					0	
心身の故障の場合	第２８条第１項第２号、第２項第１号			168		168	
職に必要な適格性を欠く場合	第２８条第１項第３号					0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第２８条第１項第４号					0	
刑事事件に関し起訴された場合	第２８条第２項第２号					0	
条例で定める事由による場合	第２７条第２項					0	
地方公務員法第２８条第４項により失職した者							
合　計		0	0	168	0	168	0

（注）１　同一の者が複数回にわたって分限処分を受けた場合は、その数を重複して計上している。
２　２以上の処分事由により分限処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載している。
３　休職者の休職期間が延長された場合は、その都度計上している。

(2)　懲戒処分

（単位：人）

処分理由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第２９条第１項第１号	1	0	0	0	1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第２９条第１項第２号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第２９条第１項第３号	1	1	3	1	6
合　計		2	1	3	1	7

（注）１　同一の者が複数回にわたって懲戒処分を受けた場合は、その数を重複して計上している。
２　２以上の処分事由により懲戒処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載している。

７　職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされており、法令及び職務命令に従う義務をはじめとして、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等の、服務上の制約が課せられている。

この制約の一つとして、営利企業等の従事制限があるが、任命権者が職務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断したときは、営利企業等への従事を許可することができるものとされている。

令和３年度（２０２１年度）の営利企業等の従事許可の状況は、次のとおりである。

区　分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	310	310

８　職員の退職管理の状況

再就職における透明性の確保及び適正化を図ることを目的として、「熊本県退職職員の再就職に関する取扱要領」に基づき、令和３年（２０２１年）９月に県出資団体等に

再就職している県退職者の状況を公表した。また、同じく「管理又は監督の地位にあった熊本県職員の再就職状況の公表に関する取扱要領」に基づき、令和２年度（２０２０年度）に本庁課長以上の職で退職した者のうち、民間企業等に再就職している者の状況について公表した。

９　職員の研修の状況

職員の研修については、職員の勤務能率の発揮及び増進のため、任命権者ごとに様々な研修を行っている。

令和３年度（２０２１年度）の実施状況については、次のとおりである。

【知事部局】

研修の名称	実施回数(延べ)	対象者	修了者数(延べ)	備　考
新規採用職員研修（前期）	1	令和３年４月１日付採用職員等	162	
新規採用職員研修（中期）	1	令和３年４月１日付採用職員等	160	
新規採用職員研修（後期）	1	令和３年４月１日付採用職員等	158	
一般職員４年目研修	1	平成３０年度採用職員等	155	
一般職員７年目研修	1	平成２７年度採用職員等	102	

一般職員１０年目研修	1	平成２４年度採用職員等	76	
所属長特別セミナー	1	ライン所属長等の職にある次長級及び課長級の職員	134	
新任審議員・総括補佐研修	1	令和３年度に初めて審議員・総括補佐の職についた職員	67	
新任班長等研修	4	令和３年度に初めて班長等の職についた職員	126	
スキルアップコース	7	受講希望者から抽選	193	
新採トレーナー研修	1	関係所属の新規採用職員育成担当者（新採トレーナー）	95	
新採トレーナーフォローアップ研修（コーチング）	1	関係所属の新規採用職員育成担当者（新採トレーナー）	51	
育休等代替臨時職員等研修	3	育休等代替臨時職員、常勤職員代替臨時的任用職員	43	
チャレンジ塾	7	３３歳～４０代前半程度で主任主事～主幹までの職員（監督職除く）	28	
任期付職員研修	1	令和３年度採用任期付職員（ただし、過去に本県職員として業務経験のある者を除く）	50	
任期付職員フォローアップ研修	1	令和３年度採用任期付職員（ただし、過去に本県職員として業務経験のある者を除く）	46	
新任人事評価者研修	1	令和３年度に新たに人事評価者になった者のうち、「評価者区分」の一次評価者	79	
目標による管理制度研修（新任班長研修として実施）	1	令和３年度に初めて班長等の職についた職員	126	

（注）　知事部局においては、人事課が実施する研修の状況を記載している。

【企業局】

研修の名称	実施回数（延べ）	対象者	修了者数（延べ）	備　考
特定課題研修	2	全職員	55	

（注）　企業局においては、総務経営課が実施する研修の状況を記載している。

【病院局】

研修の名称	実施回数（延べ）	対象者	修了者数（延べ）	備　考
公務員倫理及び飲酒運転の根絶・交通事故の未然防止	2	全職員	52	欠席者は資料での研修
人権同和問題	2	全職員	52	欠席者は資料での研修
不適正な経理処理の防止	1	全職員	134	資料での研修
障がいの理解	1	全職員	134	資料での研修

（注）　病院局においては、総務経営課が実施する研修の状況を記載している。

【教育委員会】

研修の名称	実施回数（延べ）	対象者	修了者数（延べ）	備　考
初任者研修（高・特）	14日	初任者	87	
２年目研修（高・特）	３日	平成31年度初任者	53	
３年目研修（高・特）	２日	令和30年年度初任者	43	
初任者研修（小・中・義務教育学校）	１３日	初任者	252	
２年目研修（小・中・義務教育学校）	（小義）３日 （中義）３日	平成31年度初任者	231	
３年目研修（小・中・義務教育学校）	（小義）２日 （中義）２日	令和30年年度初任者	223	
幼稚園等新規採用教員・保育士研修	８日	幼稚園・保育所等新規採用教員・保育士	143	
新規採用養護教諭研修	３日	新規採用養護教諭（小・中・県立）	17	
２年目研修（養護教諭）	２日	平成31年度新規採用者	23	
３年目研修（養護教諭）	１日	平成30年度新規採用者	19	
新規採用栄養教諭研修	７日	新規採用栄養教諭（小・中・県立）	1	
２年目研修（栄養教諭）	２日	平成30年度新規採用者	3	
３年目研修（栄養教諭）	２日	平成29年度新規採用者	3	
新任学校図書館事務職員・新任実習教師・新任寄宿舎指導員研修	１日	新任学校図書館事務職員・新任実習教師・新任寄宿舎指導員（小・中・県立）	8	
５年経験者研修（高・特）	４日	教諭５年経験者	73	
５年経験者研修（小・中・義務教育学校）	４日	教諭５年経験者	160	
養護教諭５年経験者研修	２日	養護教諭５年経験者（小・中・県立）	11	
栄養教諭５年経験者研修	２日	栄養教諭５年経験者（小・中・県立）	4	
中堅教諭等資質向上研修（高・特）	６日	教諭１０年経験者	88	
中堅教諭等資質向上研修（小・中・義務教育学校）	６日	教諭１０年経験者	109	
幼稚園等中堅教諭等資質向上研修	８日	公私立幼稚園教諭等１０年経験者	10	
養護教諭中堅教諭等資質向上研修	３日	養護教諭１０年経験者（小・中・義務・県立）	4	

県立学校新任管理職(校長)研修	１日	県立学校新任校長	14	
小中義務教育学校新任管理職(校長・副校長)研修	１日	新任校長・副校長	81	
県立学校新任管理職(教頭)研修	２日	新任教頭	18	
小中義務教育学校新任管理職(教頭)研修	２日	新任教頭	106	
県立学校新任事務長研修	２日	新任事務長	8	
県立学校新任主幹教諭研修	１日	新任主幹教諭	18	
小中義務教育学校新任主幹教諭研修	１日	新任主幹教諭	44	
県立学校管理職(２年目校長)研修	１日	２年目校長	14	
小中義務教育学校管理職(２年目校長・副校長)研修	１日	２年目校長	74	
栄養教諭中堅教諭等資質向上研修	４日	栄養教諭１０年経験者（小・中・義務・県立）	7	
教職員人事評価制度に係る評価研修会	1日	校長、副校長	60	市町村立
教職員人事評価制度に係る評価研修会	1日	校長、事務長	60	市町村立
事務長会議	2日	事務長	18	市町村立
教職員の人事評価制度に係る評価者研修会	1日	新任教頭・新任事務長	30	
主幹教諭研修会	1日	主幹教諭	25	
スーパーティーチャー情報交換会	1日	スーパーティーチャー	14	

（注）　教育委員会においては、職階研修の状況を記載している。

【警察本部】

研修の名称	実施回数(延べ)	対象者	修了者数(延べ)	備　考
初任科	３回	新規採用警察官、同一般職員	115	
初任補修科	２回	職場教養修了警察官	87	
警部補任用科	１回	警察官	15	
巡査部長任用科	１回	警察官	4	
部門別任用科	４回	警察官	66	
警務部門専科	６回	警察官、一般職員	91	
生活安全部門専科	３回	警察官	47	
地域部門専科	２回	警察官	31	
刑事部門専科	８回	警察官	106	
交通部門専科	５回	警察官	49	
警備部門専科	４回	警察官	49	

（注）　警察本部においては、専科の状況を記載している。

１０　職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)　厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされている。

令和３年度（２０２１年度）の実施状況については、次のとおりである。

【知事部局】

区　分	内　容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断
		特殊業務等従事職員健康診断
		人間ドック費用の助成
		じん肺健康診断
		精密再検査費用助成
	健康相談・指導	健康相談、ストレス相談
		ストレスチェック
		健康診断事後指導
	健康教育	メンタルヘルス研修
		健康の保持増進に関する広報、啓発
	安全衛生管理	衛生委員会の設置、活動の推進
		衛生管理者の養成
		県庁産業医の養成
		長時間勤務健康障害防止対策の推進
	その他	地方職員共済組合熊本県支部が行うメンタルヘルス無料相談事業への助成
職員の元気回復に関すること	一般教養	教養室、図書室の管理運営
その他の厚生に関すること	厚生施設	食堂、売店等
	職員住宅	職員住宅
	その他	ライフプラン事業（セミナー、相談員）

【企業局】

区　分	内　容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断
	健康相談・指導	産業医による保健指導等
その他の厚生に関すること	職員住宅	職員住宅の維持管理

【病院局】

区　分	内　容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断（生活習慣病等）
		特殊業務等従事者健康診断
	健康相談・指導	健康相談
		健康相談の集計・分析・通知
		事後指導の実施
	安全衛生管理	衛生委員会及び産業医の設置
		ストレスチェックの実施
		長時間勤務健康障害防止対策の推進
		心の健康の問題により休業した職員の職場復帰支援対策
その他の厚生に関すること	厚生施設	売店等厚生施設の設置

【教育委員会】

区　分	内　容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断
		精密再検査
		人間ドック（共済組合への補助事業）
		ストレスチェック
	健康相談・指導	健康相談（メンタルヘルス相談等を含む）
		こころの健康相談事業（共済組合への補助事業）
		健康診断集計、分析
	健康教育	メンタルヘルス講師派遣事業 （共済組合への補助事業）
	安全衛生管理	衛生委員会の活動推進
		衛生管理者の養成
		長時間勤務健康障害防止対策の推進
	その他	健康管理に関する広報、啓発　等
その他の厚生に関すること	職員住宅	教職員住宅の維持管理
	その他	ライフプラン事業の推進

【警察本部】

区　分	内　容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断(特定健康診査を含む。) 特殊健康診断(高気圧健康診断等) ストレスチェック その他健康診断
	健康相談・指導	健康相談 健康診断後の指導(特定保健指導を含む。)
	健康教育	健康づくり施策
	衛生管理	衛生委員会、産業医及び衛生管理者の設置・運営 過重労働対策 休業職員の職場復帰支援
	その他	健康管理に関する広報・啓発
その他の厚生に関すること	1　警察職員互助会	福利厚生事業 （給付事業、貸付け事業及び福祉事業）
	2　生涯生活設計	1　ライフサイクルプラン研修会 (採用後5年29歳以下、30歳、40歳、50歳及び57歳) 2　採用時生涯生活設計教養 3　育児休業から職場復帰予定女性職員に対する教養

(2)　**公務災害**

令和３年度（２０２１年度）における職員の公務災害、通勤災害の認定状況については、次のとおりである。

①　公務災害

前年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ件数	年度末未処理件数
		公務上	公務外		
16	104	108	7	0	5

②　通勤災害

前年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ件数	年度末未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
5	8	11	2	0	0

１１　職員の競争試験及び選考の状況

令和３年度（２０２１年度）の採用試験等の実施状況については、次のとおりである。

（１）　**採用試験の日程等**

試験の種類		公告日	申込受付期間	試験日（合格発表日）			試験地
職員採用試験	大学卒業程度・免許資格職（前期）	R3.4.8	R3.4.22～R3.5.9	第1次	筆記	R3.6.20（R3.6.25）	熊本市 東京都
				第2次	面接	R3.7.5～7.12（R3.7.16）	熊本市
				第3次	面接	R3.7.24～7.28（R3.8.6）	熊本市
	民間企業等経験者対象	R3.4.8	R3.4.22～R3.5.9	第1次	筆記	R3.6.20（R3.7.16）	熊本市 東京都
				第2次	面接	R3.8.28～8.29、9.4（R3.9.10）	熊本市
				第3次	面接	R3.10.9（R3.10.22）	熊本市
	高等学校卒業程度	R3.6.18	R3.7.30～R3.8.16	第1次	筆記	R3.9.26（R3.10.5）	熊本市
				第2次	筆記	R3.10.23	熊本市
					面接	R3.10.30、11.1～11.2（R3.11.11）	熊本市
	免許資格職（後期）・就職氷河期世代対象	R3.6.18	R3.7.30～R3.8.16	第1次	筆記	R3.9.26（R3.10.22）	熊本市
				第2次	筆記	R3.11.7	熊本市
					面接	R3.11.13～11.14（R3.12.3）	熊本市
警察官採用試験	警察官Ａ	R3.4.8	R3.4.22～R3.5.14	第1次	筆記	R3.7.11（R3.7.16）	熊本市
				第2次	適性	R3.7.31	熊本市
					体力	R3.8.1	熊本市
					面接	R3.8.15～8.20（R3.8.31）	熊本市
	警察官Ｂ	R3.6.18	R3.7.30～R3.8.20	第1次	筆記	R3.10.17（R3.10.22）	熊本市
				第2次	適性	R3.11.6	熊本市
					体力	R3.11.7	熊本市
					面接	R3.11.20～11.24（R3.12.3）	熊本市

(２)採用試験及び採用選考の実施状況

①　職員採用試験

（単位：人）

区分	職種	採用予定者数	第１次試験 受験者数	第１次試験 合格者数	大卒第２次試験 受験者数	大卒第２次試験 合格者数	大卒第３次、その他第２次試験受験者数	最終合格者数	競争率（倍）	採用者数（7.1現在）
大学卒業程度	行政	60人程度	354	180	172	75	72	60	5.9	48
	警察行政	6人程度	30	11	11	9	8	6	5.0	4
	教育行政	10人程度	54	30	28	15	15	10	5.4	10
	心理判定員	3人程度	9	5	5	5	5	3	3.0	3
	総合土木	19人程度	19	16	15	15	14	11	1.7	9
	建築	3人程度	7	7	7	5	5	3	2.3	3
	機械	1人程度	0	0	0	0	0	0	0.0	0
	電気	2人程度	8	6	5	3	3	3	2.7	2
	化学	2人程度	10	5	3	3	3	2	5.0	1
	農学	11人程度	21	15	14	12	12	11	1.9	8
	林学	5人程度	10	5	5	4	4	4	2.5	4
	畜産	4人程度	7	6	4	4	4	4	1.8	4
	水産	4人程度	10	8	7	5	5	4	2.5	4
	小計	130人程度	539	294	276	155	150	121	4.5	100
免許資格職（前期）	社会福祉	1人程度	9	3	2	2	2	1	9.0	1
	管理栄養士	3人程度	20	9	9	5	5	3	6.7	3
	保健師	12人程度	16	16	16	14	14	12	1.3	11
	小計	16人程度	45	28	27	21	21	16	2.8	15
民間企業等就職者対象	行政	5人程度	108	20	16	8	8	5	21.6	5
	総合土木	3人程度	8	5	4	3	3	3	2.7	3
	小計	8人程度	116	25	20	11	11	8	14.5	8
高等学校卒業程度	一般事務	10人程度	98	28			22	10	9.8	8
	警察事務	6人程度	46	17			16	6	7.7	5
	教育事務	3人程度	21	6			6	3	7.0	2
	一般土木	8人程度	14	12			12	9	1.6	6
	農業土木	7人程度	11	10			9	7	1.6	6
	電気	3人程度	5	5			5	3	1.7	3
	農業	1人程度	6	5			4	1	6.0	1
	林業	3人程度	4	3			3	3	1.3	3
	小計	41人程度	205	86			77	42	4.9	34
免許資格職（後期）	保育士	1人程度	3	2			2	1	3.0	1
	学校図書館事務	1人程度	26	5			5	1	26.0	1
	臨床検査技師	3人程度	11	8			8	3	3.7	3
	看護師	3人程度	20	9			9	3	6.7	3
	小計	8人程度	60	24			24	8	7.5	8
就職氷河期世代対象	一般事務	3人程度	165	12			12	3	55.0	3
	教育事務	1人程度	43	5			5	1	43.0	1
合計		4人程度	208	17			17	4	52.0	4

②　警察官採用試験

（単位：人）

職種	試験の区分	採用予定者数	第１次試験 受験者数	第１次試験 合格者数	第２次試験受験者数	最終合格者数	競争率（倍）	採用者数（7.1現在）
警察官Ａ	男性	43人程度	244	172	137	46	5.3	33
	女性	18人程度	52	42	37	15	3.5	11
	小計	61人程度	296	214	174	61	4.9	44
警察官Ｂ	男性	37人程度	309	149	105	38	8.1	31
	女性	15人程度	120	60	41	16	7.5	10
	小計	52人程度	429	209	146	54	7.9	41
合計		113人程度	725	423	320	115	6.3	85

③　**障がい者採用選考**　　（単位：人）

職　種	採　用 予定者数	第１次試験		第２次試験 受験者数	最終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (4.1現在)
		受験者数	合格者数				
一般事務	5人程度	36	24	22	5	6.0	5
警察事務	1人程度			15	0		0
教育事務	3人程度			20	1		1
合　計	9人程度	36	24	57	6	6.0	6

④　**採用選考**　　（単位：人）

区分	職＼任命権者		知　事	教育委員会	警察本部	公営企業 管理者	その他	計
一般職員	人事交流等	部長級	1					1
		次長級	1					1
		課長級	2	6	1			9
		課長補佐級		4	1			5
		係長級	6	14				20
		主任主事	1	1				2
		主任技師	3					3
		主事	3	3				6
		技師	1					1
	資格職種等	職業訓練指導員	2					2
		航空整備士						0
		学芸員		2				2
		航海士	1					1
		機関士	1					1
		甲板員		1				1
		機関員						0
		司厨員						0
		警察官Ａ（武道指導）			2			2
		研究員	1					1
		医師	3					3
		獣医師	2					2
		薬剤師	2					2
		言語聴覚士	1					1
		作業療法士						0
		通信士						0
		鑑識技師			1			1
		情報管理専門職員						0
	任期付職員		40	1	1			42
	小計		71	32	6	0	0	109
警察官	人事交流等	警視			8			8
		警部						0
		警部補						0
		巡査部長						0
		巡査						0
	小計				8			8
合計			71	32	14	0	0	117

(3)昇任試験の実施状況　（単位：人）

区分	職	受験者数	最終合格者数	競争率（倍）	試験日
警察官	警部	466	25	18.6	第1次　R3.5.12 第2次　R3.5.21 第3次　R3.6.9(口述)
	警部補	608	47	12.9	第1次　R3.5.10 第2次　R3.5.20 第3次　R3.6.11(口述)
	巡査部長	722	57	12.7	第1次　R3.6.21 第2次　R3.9.14 第3次　R3.10.12及びR3.10.19(口述)

(4)昇任選考の実施状況　（単位：人）

区分	職	知事	教育委員会	警察本部	公営企業管理者	その他	計
一般職員	部長級	9	1		1	1	12
	次長級	20				2	22
	課長級	40	4	4		1	49
	課長補佐級	90	21	6	1	1	119
	係長級	67	13	7	3	1	91
	小計	226	39	17	5	6	293
警察官	警視			13			13
	小計	0	0	13	0	0	13
合計		226	39	30	5	6	306

１２　給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

県人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、令和３年（２０２１年）１０月８日に県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

(1)　民間給与と職員給与の比較

①　月例給

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（(A)－(B)）
359,147円	359,180円	▲76円（▲0.02％）

※　企業規模５０人以上かつ事業所規模５０人以上の県内民間事業所の従業員（５８８事業所のうち１９７事業所を抽出して実地調査）と、職員の４月分給与を調査のうえ、民間事業所の事務・技術関係職種の従業員と職員（行政職）の給与について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を比較

②　特別給

民間のボーナス（賞与等）　４．３１月　職員の期末手当・勤勉手当　４．４５月

※　前年８月から７月までの１年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較している。

(2)給与制度の改正

①　月例給

職員給与が民間給与を上回っているものの、その較差は小さく、ほぼ均衡していることから、月例給の改定を行わないことが適当と判断。

②　特別給

ア　民間の支給割合との均衡を図るため、一般の職員の年間支給月数を０．１５月分引下げ。（年間４．４５月分→４．３０月分）※引下げ分は期末手当に反映。

イ　６月期及び１２月期の期末手当が均等になるよう配分。

［実施時期］

②　ア：条例の公布日　イ：令和４年（２０２２年）４月１日

(3)　職員の人事給与等に関する今後の課題

①　人事給与制度

ア　能力及び実績に基づく人事管理の推進

イ　多様で有為な人材の確保及び育成

ウ　女性職員の登用

エ　定年の引上げ

②　働き方改革と勤務環境の整備

ア　総実勤務時間の縮減

イ　職員の健康管理

ウ　仕事と家庭の両立支援の推進
エ　ハラスメントの防止
オ　柔軟で多様な働き方の推進

③　会計年度任用職員等の勤務条件

④　県民の信頼確保

【参考】勧告後の平均給与（行政職：平均年齢４３歳１月、平均経験年数２１年１月）

・年間給与　▲５６，０００円程度（改定後５，９０８，０００円）

１３　勤務条件に関する措置の要求の状況

令和３年度（２０２１年度）の措置要求件数等については、次のとおりである。

区　分	前年度末現在未処理件数 A	当該年度の措置要求件数 B	当該年度の処理件数	左の内訳		年度末現在未処理件数
				Aの処理件数	Bの処理件数	
給　与						0
旅　費						0
休　暇						0
執務環境						0
福利厚生						0
転　任						0
任　用						0
その他						0
合　計	0	0	0	0	0	0

１４　不利益処分に関する審査請求の状況

令和３年度（２０２１年度）の審査請求件数等については、次のとおりである。

区　分		前年度末現在未処理件数 A	当該年度の審査請求件数 B	当該年度の処理件数	左の内訳		年度末現在未処理件数
					Aの処理件数	Bの処理件数	
分限処分	降　給						0
	降　任						0
	休　職						0
	分限免職						0
	小　計	0	0	0	0	0	0
懲戒処分	戒　告						0
	減　給						0
	停　職						0
	懲戒免職						0
	小　計	0	0	0	0	0	0
転　任							0
その他							0
合　計		0	0	0	0	0	0